

沖縄県後期高齢者医療広域連合 障がい者活躍推進計画

機関名	沖縄県後期高齢者医療広域連合
任命権者	広域連合長 島袋俊夫
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
沖縄県後期高齢者医療広域連合における障がい者雇用に関する課題	<p>沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局は、市町村からの派遣職員と、広域連合が直接任用している会計年度任用職員で構成されている組織である。</p> <p>これまで、障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、設立以来、障がい者の雇用は無いため、障がい者の活躍を推進する体制整備は行ってこなかった。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○計画期間内に障がい者（1名）の採用を目指す。 (評価方法)</p> <p>毎年度、派遣職員及び会計年度任用職員に対し、障がい者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認のうえ、検討する。</p>
②定着に関する目標	○無し
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障がい者である職員の相談窓口を総務課に設定する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が、資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習会を受講させる。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により、業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、労働局等の関係機関に相談しつつ、負担無く遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。</p> <p>○相談窓口への相談のほか、局長面談及び人事評価面談の際、障がい者である職員には、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるにあたっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で、適切に実施する。</p>
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者活躍の場の拡大を推進する。